

メタル回線コストの現状と課題

平成24年11月6日

メタル回線のコストの在り方に関する検討会
事務局

1. 検討の背景

指定電気通信設備制度の概要(接続規制関連)

規制根拠

指定要件

接続関連規制

第一種指定電気通信設備制度(固定系)

設備の不可欠性(ボトルネック性)

都道府県ごとに
50%超のシェアを占める加入者回線を有すること

NTT東西を指定(98年)

第一種指定電気通信設備を設置する者に対する規制

■接続約款(接続料・接続条件)の認可制
※接続料規則

■接続会計の整理義務

(※)その他、網機能提供計画の届出・公表義務

第二種指定電気通信設備制度(移動系)

電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力・優位性

業務区域ごとに
10%超のシェアを占める端末設備を有すること

NTTドコモ(02年)、KDDI(05年)、沖縄セルラー(02年)を指定

第二種指定電気通信設備を設置する者に対する規制

■接続約款(接続料・接続条件)の届出制

■接続会計の整理義務



接続料の認可基準 (電気通信事業法 第33条4項2号)

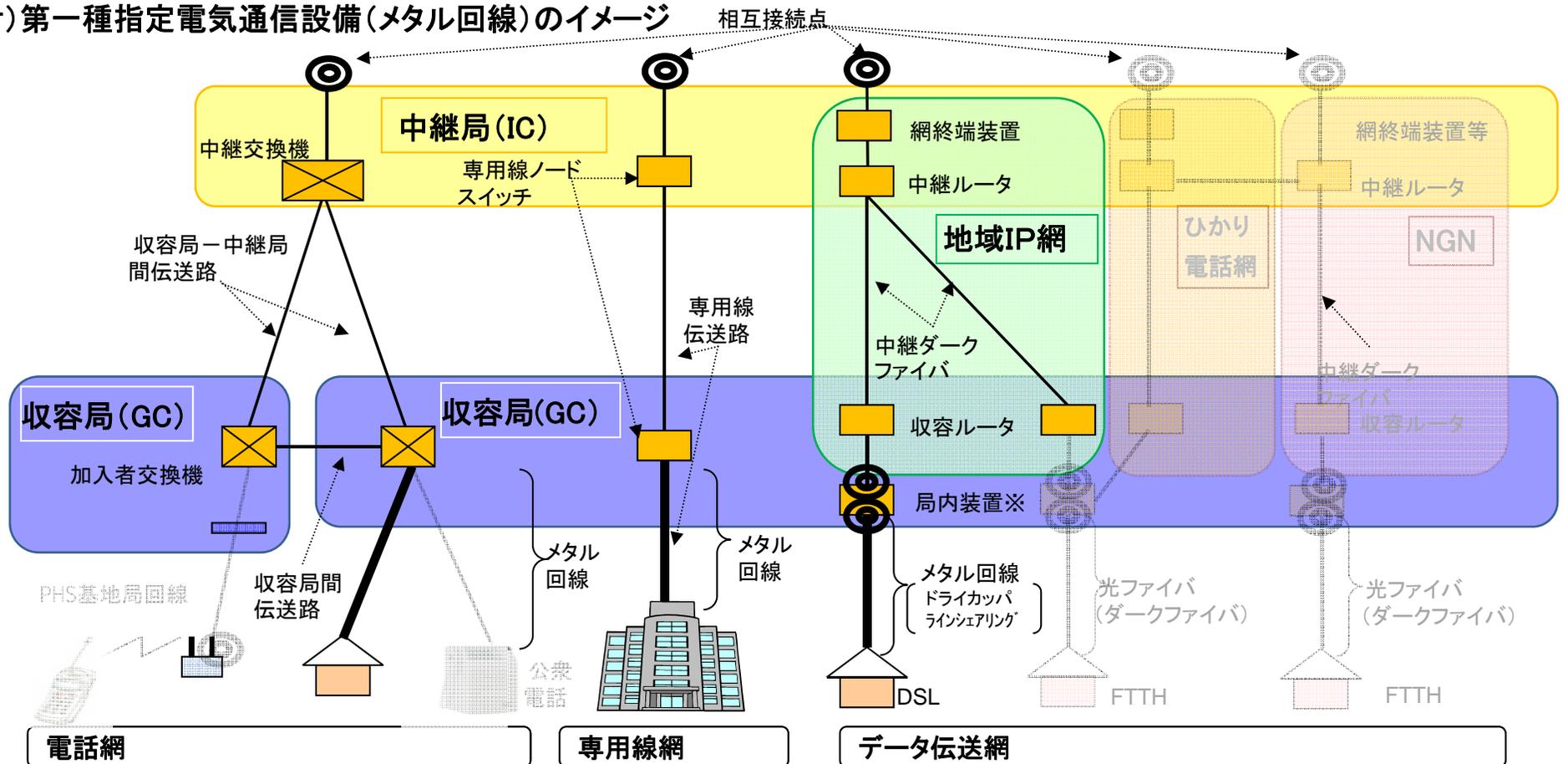
■ 接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。

算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC)		・仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 ・前年度下期+当年度上期の通信量を使用	・電話網(加入者交換機等) ・PHS基地局回線
実際費用方式	将来原価方式	・新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 ・原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定	・加入者回線(光ファイバ) ・NGN
	実績原価方式	・前々年度の実績需要・費用に基づき算定 ・当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算	<div style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> ・加入者回線(ドライカップ、ラインシェアリング) </div> ・中継元ファイバ回線 ・専用線、・公衆電話 ・地域IP網、・IP関連装置

第一種指定電気通信設備制度の概要

- 総務大臣が、他事業者の事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保という観点からも利用が確保されることが不可欠な加入者回線を相当規模有する事業者の設備を指定(第一種指定電気通信設備)。
- 当該設備を設置する事業者(現在はNTT東西のみ)には、他の事業者が当該設備と接続する際の料金(接続料)など接続の条件に関して接続約款の作成義務の他、当該設備を管理運営する部門とこれを利用してサービス提供を行う部門とに会計を分離することが義務付けられる。

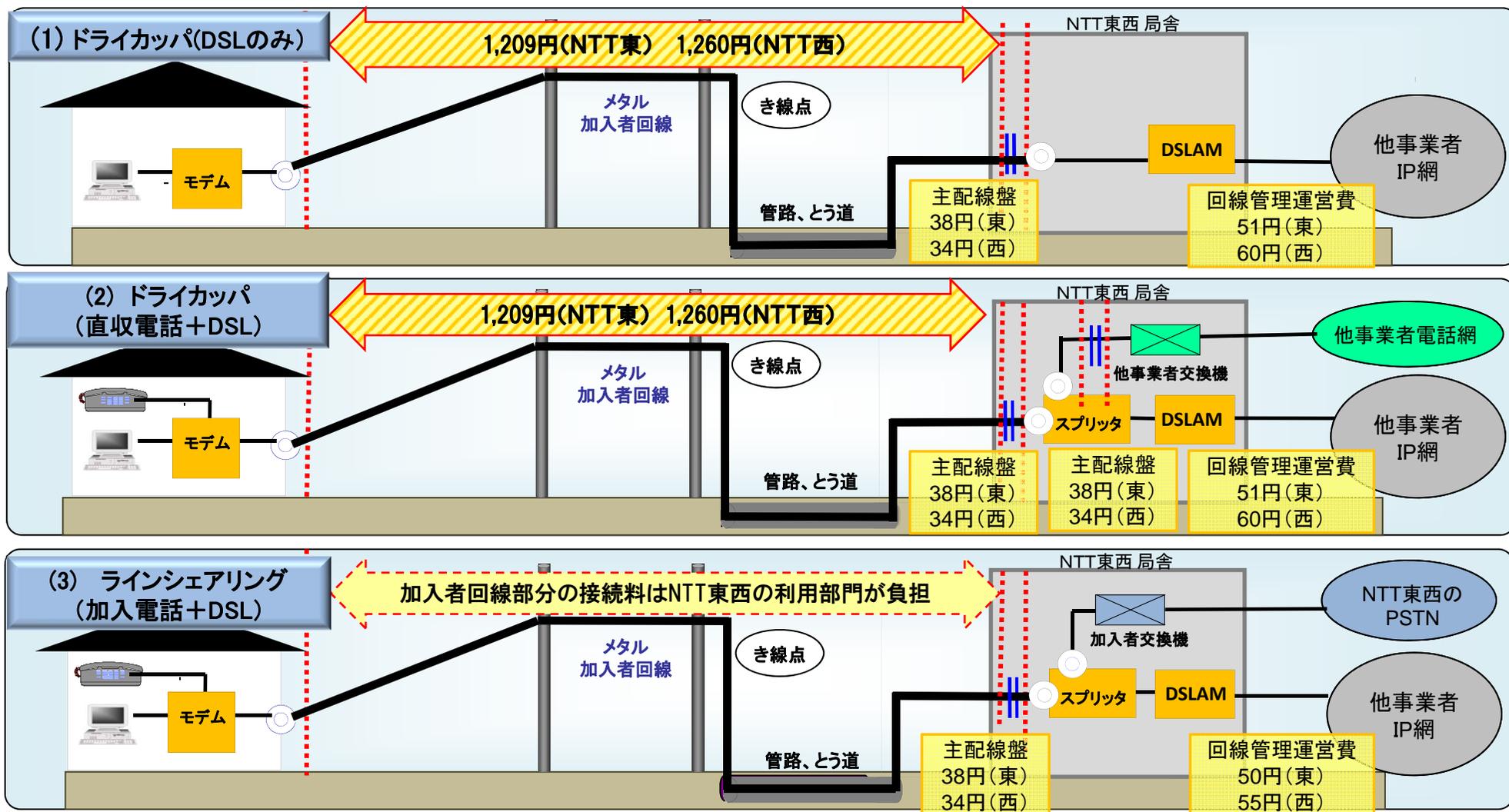
(参考)第一種指定電気通信設備(メタル回線)のイメージ



※DSLAM、DSL用スプリッタを除く

メタル加入者回線の接続事業者による主な利用形態

- 他事業者によるDSLサービス提供のためのメタル加入者回線利用には、以下の3通りの形態がある。
 - (1) ドライカップ(DSLのみ)
 - (2) ドライカップ(直収電話+DSL)
 - (3) ラインシェアリング(加入電話はNTT東西が、DSLは他事業者が提供)
- 利用形態ごとに、それぞれ適用される接続料が異なる。

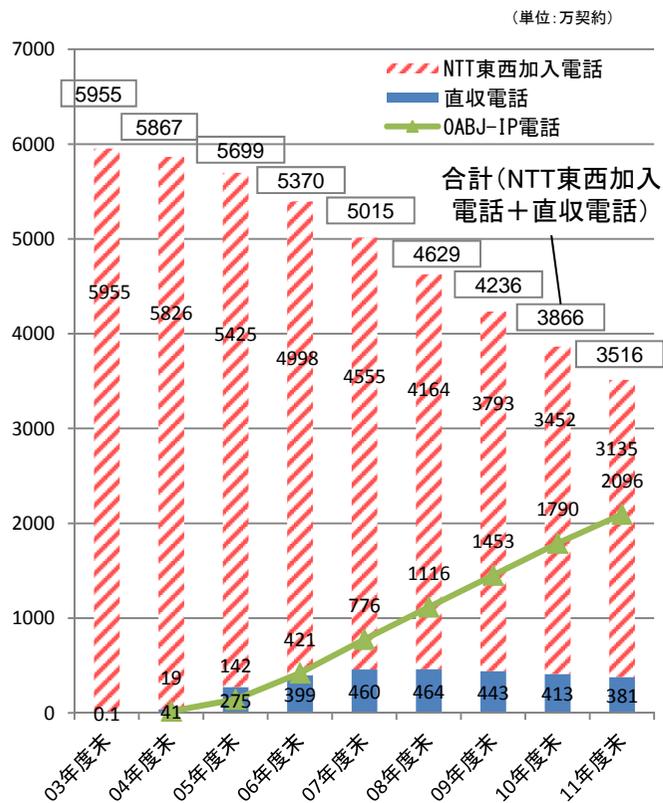


※ 金額は平成24年度接続料。

ドライカツパを利用した主なサービスの契約数及びドライカツパ接続料の推移

加入電話及び直収電話等の契約数の推移

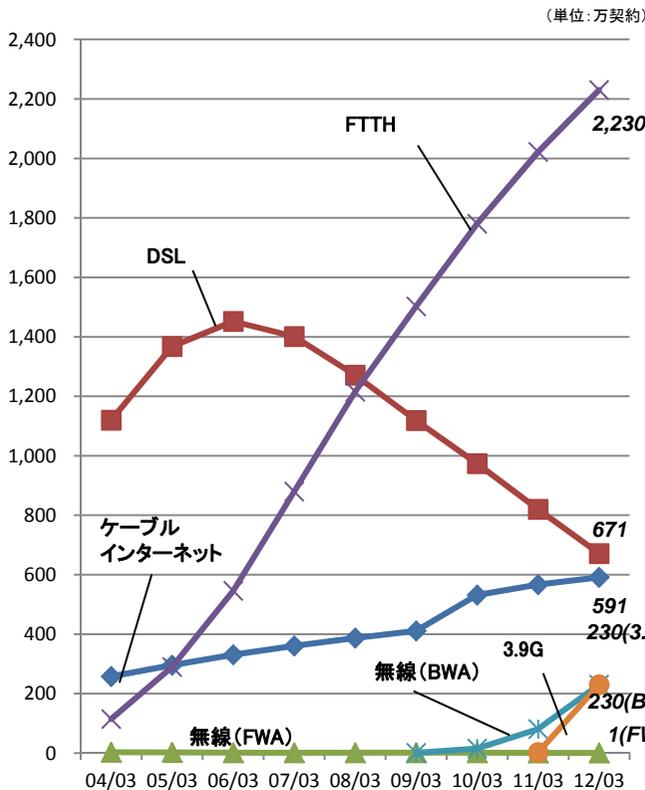
- 加入電話及び直収電話の契約数の合計は、11年度末時点で前年比9%超の減少で、3,516万契約となっている。
- 0AB～J IP電話の契約数は、11年度末時点で前年比約17%の増加で、2,096万契約となっている。



※ NTT東西加入電話はISDNを含む。
 ※ 直収電話はNTT東西のメタル回線を利用した加入電話及びISDNの合計。

ブロードバンド契約数の推移

- DSL契約数は、11年度末時点で前年比18%超の減少で、671万契約となっている。
- FTTH契約数は、08年度にDSL契約数を超え、11年度末時点で前年比約10%超の増加で、2,230万契約となっている。

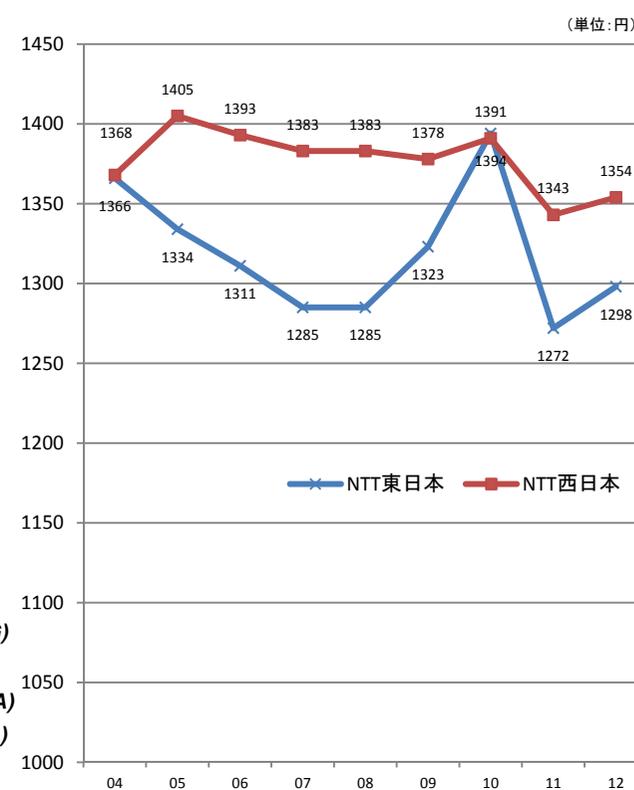


※ 電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた数値を集計。

ドライカツパ接続料の推移

- ドライカツパ接続料は11年度に一時的に下降した(※)ものの、需要の減少に伴って上昇傾向。

※期間損益の適正化を図るため、09年度から土木設備の耐用年数を利用実態に基づき27年から50年に延長する等の見直しを行った。(11年度以降の接続料に反映)



※ 回線管理運営費を含む。
 ※ 各年度の4月1日時点での適用料金。
 ※ 10年度以降、接続料原価に調整額を接続料原価に算入

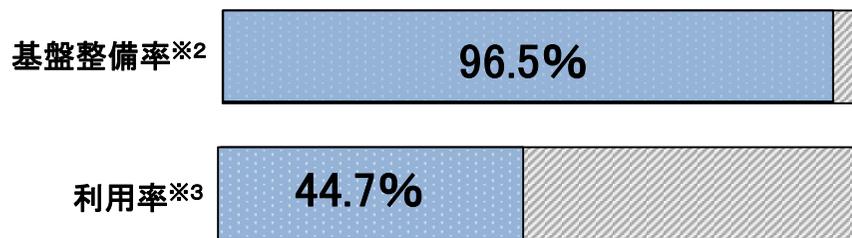
固定系ブロードバンドの普及状況

- 光ファイバをはじめとする固定系超高速ブロードバンドの基盤整備率は96.5%に達する一方、DSLを含む固定系ブロードバンドの基盤整備率は99.7%となっており、約3%に相当する利用者にとってはDSL等のみが利用可能な固定系ブロードバンド利用手段となっている。

日本の固定系超高速ブロードバンドに係る現状

■ 固定系超高速ブロードバンド※1の基盤整備率・利用率

→ 残り3%超の未整備地域の解消、利用率向上が課題



(平成24年3月末時点)

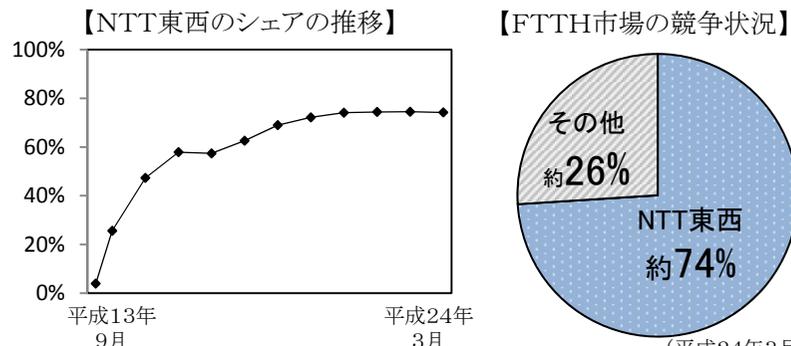
※1 FTTH、下り30Mbps以上のCATVインターネット、FWA

※2 超高速ブロードバンドのカバーエリアの世帯数/住民基本台帳の世帯数

※3 超高速ブロードバンドサービスの契約者数の総計/住民基本台帳の世帯数

■ FTTH市場の競争状況

→ FTTH市場におけるNTT東西のシェアは「微減」傾向

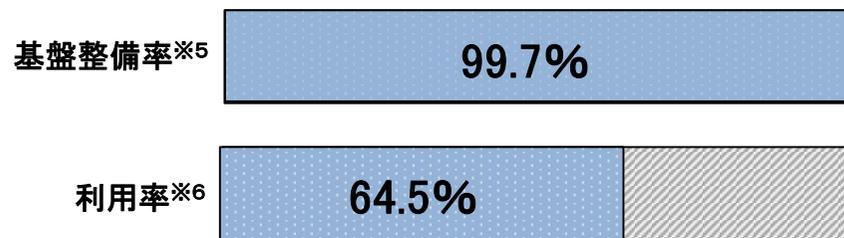


(平成24年3月末時点)

日本の固定系ブロードバンドに係る現状

■ 固定系ブロードバンド※4の基盤整備率・利用率

→ 超高速ブロードバンドと比較すると、基盤整備率については約3%、利用率については約20%の差が存在する状況。



(平成24年3月末時点)

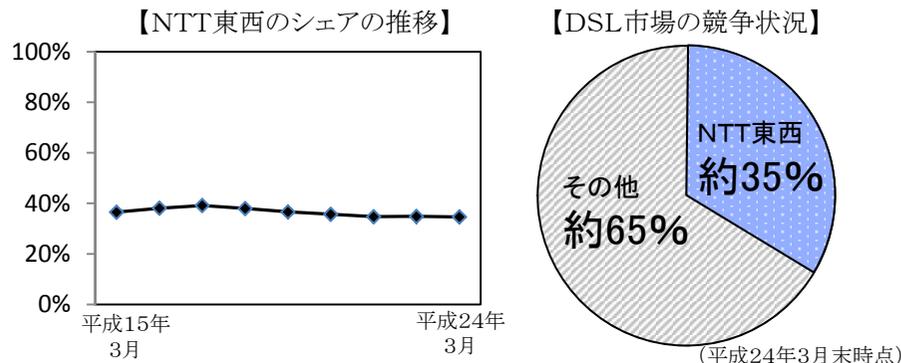
※4 FTTH、DSL、CATVインターネット、FWA、地域WiMAX

※5 ブロードバンドのカバーエリアの世帯数/住民基本台帳の世帯数

※6 ブロードバンドサービスの契約者数の総計/住民基本台帳の世帯数

■ DSL市場の競争状況

→ DSL市場におけるNTT東西のシェアは「微減」傾向



(平成24年3月末時点)

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方答申(平成23年12月20日)

- 情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成23年12月20日)において、「移行期におけるメタル回線の接続料算定の在り方について、ユニバーサルサービス制度との関係にも配慮しながら、①未利用芯線コストの扱い、②メタルの耐用年数、③施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法といったコストの検証を行い、更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当」とされている。

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(平成23年12月20日)抜粋

第I編 電話網からIP網への円滑な移行の在り方について

第4章 事業者対応

1 PSTNにおける競争環境の維持

(3) メタル回線コストの在り方

(略)以下のような状況を踏まえると、IP網への移行を進めるに当たっては、計画的な移行の影響を受ける利用者や事業者を減らし、積極的な移行を行う者が増やすことが円滑な移行に資するとの観点から、予見性と継続性を重視し、PSTNのIP網への移行を踏まえたメタル回線における適正なコスト算定といった公正競争環境の維持が重要な課題となる。

- 接続事業者がメタル回線を用いて提供している直収電話及びDSLサービス等については依然一定程度のユーザが存在していること。
- 特に、現在メタル回線を用いてDSLサービスが提供されている地域には、未だ光サービスが提供されていない地域も存在しており、そのような地域の利用者は光サービスへの移行もできないまま、コストの増分を負担するか利用そのものを諦めることとなり得ること。
- 仮にDSLサービスを提供している接続事業者が、ユーザ料金の値上げによる利用者減等により当該地域におけるサービス提供を中止した場合、利用者にとってはブロードバンドサービスの選択肢を失うこととなり得ること。

以上を踏まえ、移行期におけるメタル回線の接続料算定の在り方について、ユニバーサルサービス制度との関係にも配慮しながら、①未利用芯線コストの扱い、②メタルの耐用年数、③施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法といったコストの検証を行い、更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当である。

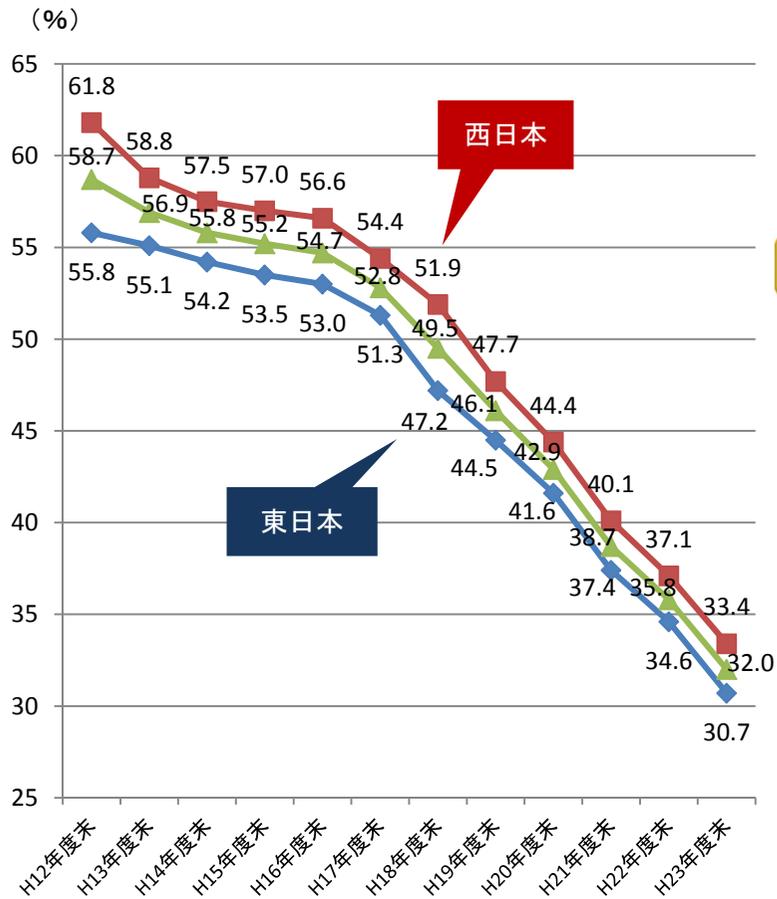
なお、その際には、メタル回線のコストの上昇が接続事業者のIP網への移行を促すという指摘があることに留意しつつも、IP網への移行の進展に伴い未利用芯線における「未利用」の意味が変化している点、接続料算定方法によってメタル回線の耐用年数が異なる点、移行期における費用配賦のバランスの在り方等についても留意すべきである。(略)

2. メタルケーブルの未利用芯線コストの扱い

メタルケーブルの未利用芯線コストの扱い

- 芯線使用率(局出しベース)は経年で減少しており、平成23年度末における芯線使用率(局出しベース)は32.0%となっている。
- 平成24年2月の総務省要請を受け、今般NTT東西において実施したメタル回線に係る調査結果は以下のとおり。

芯線使用率(メタル)の推移



未利用芯線に係る調査結果

調査

2020年代初頭において、1000万から2000万回線程度のメタル回線が残るとの見込みを踏まえた、2012年度以降のメタル回線撤去等の対応の考え方。

回答

- メタルケーブルについては、ケーブル単位で敷設し、保守・管理を行っていることから、需要の減に伴い芯線使用率が低下したからといって、芯線単位で除却・撤去が出来るわけではありません。
- このため、コストを削減するためには、不要なケーブルを撤去していく必要がありますが、現にユーザが利用している、もしくは、今後、需要が発生する可能性がある場合は、ケーブル自体を撤去することができません。
- また、同一ルート上に複数条のケーブルが敷設されているケースについては、一方のケーブルに収容換えを行う方法も考えられますが、ユーザの切替え対応やケーブルの撤去には相当程度の期間やコストが必要となります。

他方、メタル回線の償却は充分進んでいること、また、予防保全はルート単位で行っていることを踏まえると、こうした対応に対して、コストの削減効果は限定的になることが想定されるため、当社としては、経済性を踏まえつつ、適切なタイミングで除却・撤去していく考えです。

有姿除却について

- 固定資産について、解体撤去、破砕、廃棄等していない場合でもその使用を廃止し、今後通常の方法では事業の用に供する可能性がない場合等に、その帳簿価額から処分見込価額を控除した金額を除却損として計上することをいう。

法人税基本通達抜粋

第7節 除却損失等

第1款 除却損失等の損金算入

(有姿除却)

7-7-2 次に掲げるような固定資産については、たとえ当該資産につき解撤、破砕、廃棄等をしていない場合であっても、当該資産の帳簿価額からその処分見込価額を控除した金額を除却損として損金の額に算入することができるものとする。(昭55年直法2-8「二十五」により追加)

- (1) その使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる固定資産
- (2) 特定の製品の生産のために専用されていた金型等で、当該製品の生産を中止したことにより将来使用される可能性のほとんどないことがその後の状況等からみて明らかなもの

・今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないかどうかは個々の事実認定の問題であるが、その使用を廃止した時点における事後処理の方法、客観的な経済情勢その他状況の変化を見極めた上で、今後使用の可能性があるかどうかを判断することになる。

窪田悟嗣編『法人税基本通達逐条解説』599頁
(税務研究会出版局、平成20年)

「事業の用に供する可能性がないと認められる」には再利用の可能性がないことを客観的に説明できる必要がある。

固定資産の減損処理について

- 固定資産の減損処理とは、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態である資産について、一定の条件下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理である。

固定資産の減損に係る会計基準(平成14年8月9日企業会計審議会)抜粋

二. 1. 減損の兆候

資産又は資産グループ（6. (1)における最小の単位をいう。）に減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）がある場合には、当該資産又は資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行う。減損の兆候としては、例えば、次の事象が考えられる。

- ① 資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること
- ② 資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること
- ③ 資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること
- ④ 資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと

二. 6. (1) 資産のグルーピングの方法

減損損失を認識するかどうかの判定と減損損失の測定において行われる資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行う。

二. 2. 減損損失の認識

- (1) 減損の兆候がある資産又は資産グループについての減損損失を認識するかどうかの判定は、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する。
- (2) (略)

二. 3. 減損損失の測定

減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする。

三. 1. 減価償却

減損処理を行った資産については、減損損失を控除した帳簿価額に基づき減価償却を行う。

三. 2. 減損損失の戻入れ

減損損失の戻入れは、行わない。

四. 2. 損益計算書における表示

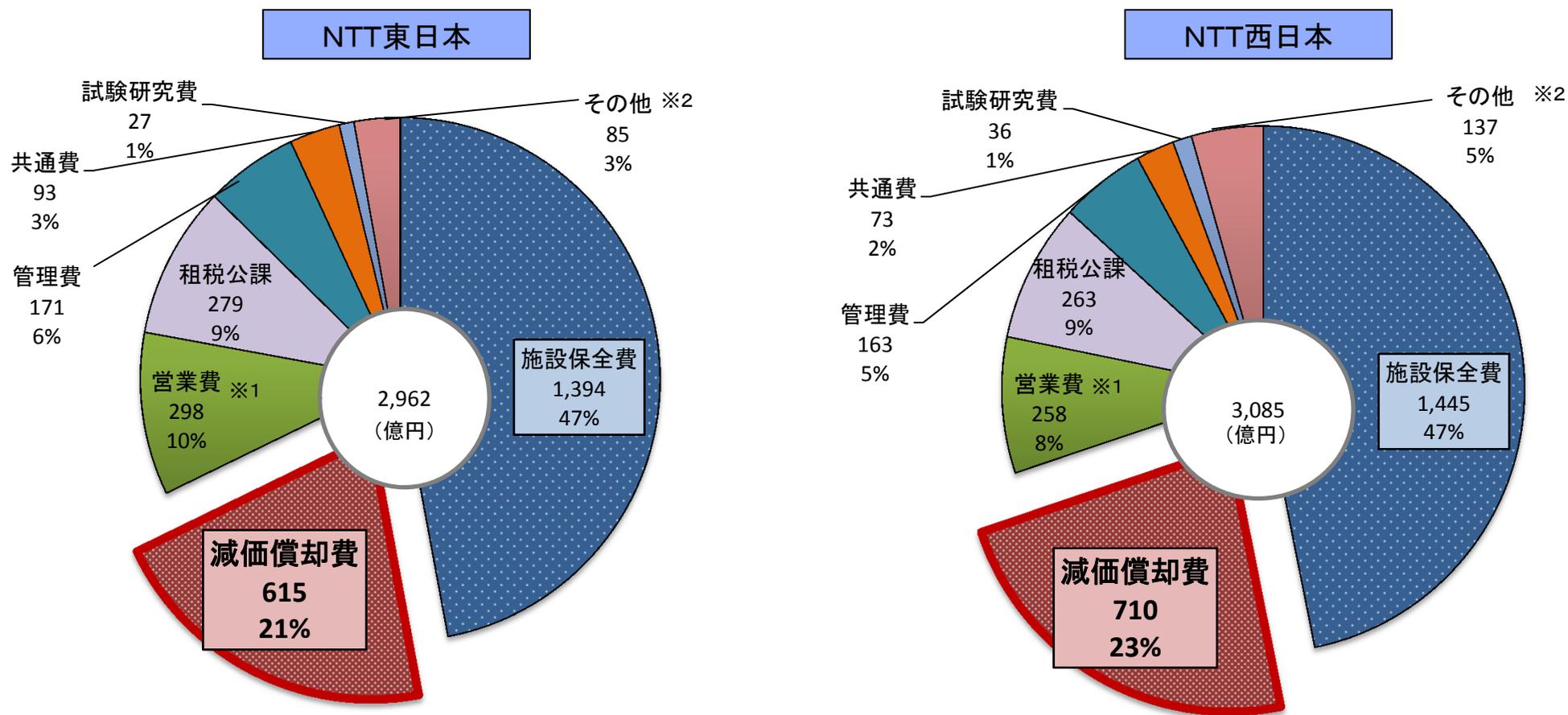
減損損失は、原則として、特別損失とする。

3. メタル回線に係る耐用年数

メタル回線コストの費目別内訳

● NTT東西ともに、減価償却費がメタル回線コスト全体の20%超を占めている。

メタル回線コストの費目別内訳(平成23年度接続会計)



※1 他事業者及びNTT東西利用部門の回線管理運営費の原価に対応。

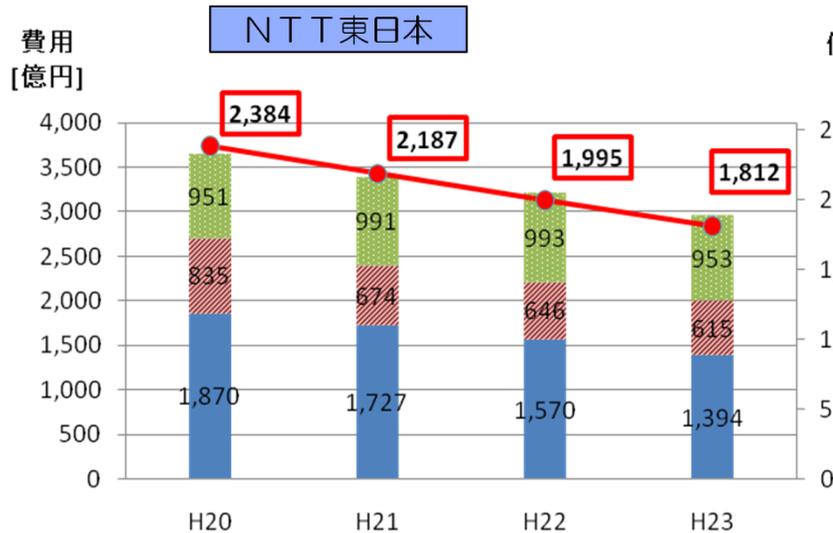
※2 固定資産除却費、通信設備使用料が含まれる。

メタル回線コストの費目別内訳(経年変化)

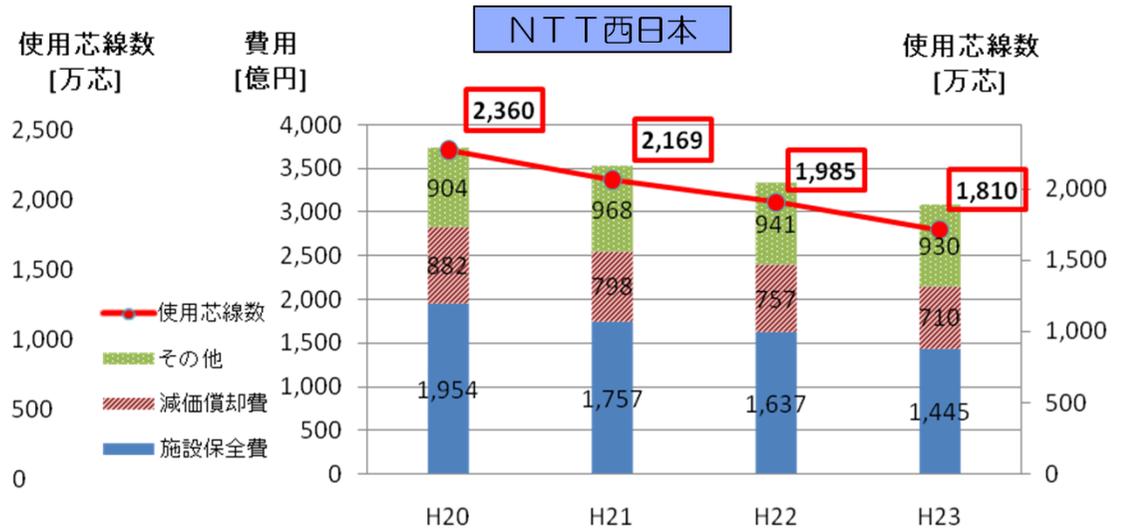
- NTT東西ともに、メタル回線コストは平均年6.5%程度減少しているが、その減少割合はメタル使用芯線数の平均年8%超の減少に比べて小さい。
- 減価償却費については、土木設備の耐用年数が27年から50年に見直されたことにより平成21年度は大幅に減少。それ以外の年度においては、減少割合は平均年約5%程度。

メタル回線コストの費目別内訳の推移

※ 平成20～23年度接続会計に基づいて作成。「その他」には、営業費、租税公課、管理費、共通費、試験研究費、固定資産除却費、通信設備使用料が含まれる。



年度	H20	H21	H22	H23
メタル回線コスト (億円)	3,656 (▲5.9)	3,392 (▲7.2)	3,209 (▲5.4)	2,962 (▲7.7)
施設保全費	1,870 (▲7.9)	1,727 (▲7.6)	1,570 (▲9.1)	1,394 (▲11.2)
減価償却費	835 (▲5.1)	674 (▲19.3)	646 (▲4.2)	615 (▲4.8)
その他 (租税公課等)	951 (▲2.5)	991 (4.2)	993 (0.2)	953 (▲4.0)
使用芯線数 (万芯)	2,384 (▲7.3)	2,187 (▲8.3)	1,995 (▲8.8)	1,812 (▲9.2)

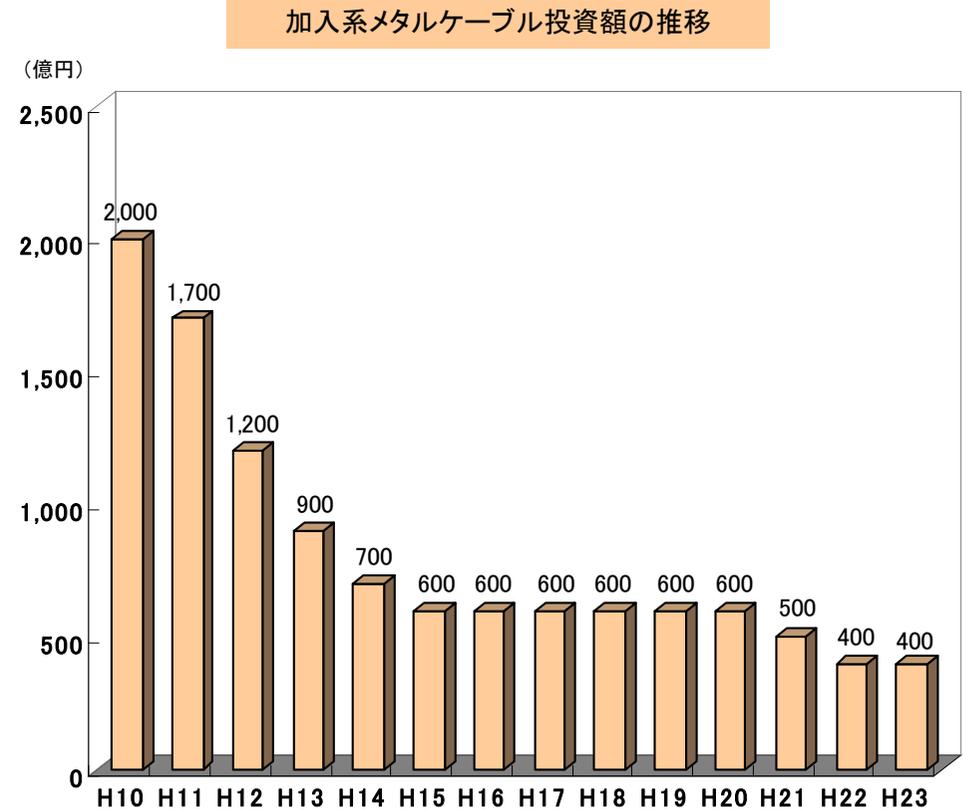
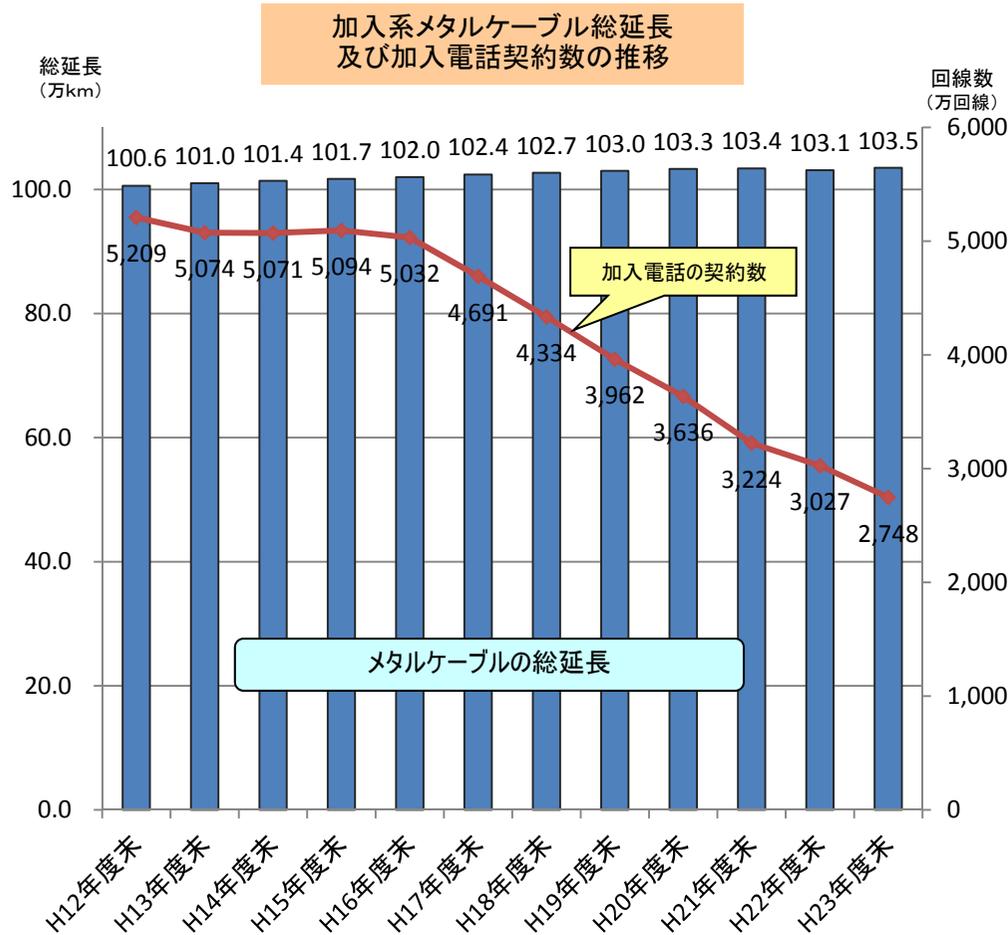


年度	H20	H21	H22	H23
メタル回線コスト (億円)	3,740 (▲7.3)	3,522 (▲5.8)	3,335 (▲5.3)	3,085 (▲7.5)
施設保全費	1,954 (▲10.1)	1,757 (▲10.1)	1,637 (▲6.8)	1,445 (▲11.7)
減価償却費	882 (▲3.3)	798 (▲9.5)	757 (▲5.1)	710 (▲6.2)
その他 (租税公課等)	904 (▲4.8)	968 (7.1)	941 (▲2.8)	930 (▲1.2)
使用芯線数 (万芯)	2,360 (▲7.4)	2,169 (▲8.1)	1,985 (▲8.5)	1,810 (▲8.8)

カッコ内は前年度比(%)

加入系メタルケーブル総延長及び投資額の推移

- 加入電話の契約数は、平成8年をピークに減少に転じ、近年では、年8%を超える割合で減少し続けている。
- 契約者が利用しているメタルケーブルは容易に撤去できないため、その総延長は微増傾向となっている。
- 加入系メタルケーブルの投資額は近年抑制されており、その大半は維持管理、移転に伴うものとなっている。



出典:平成23年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について (NTT東西)

メタルケーブルの経過年数別取得固定資産価額及び残価率

- NTT東西は、メタルケーブルの減価償却について、法定耐用年数である13年で残存価額10%まで償却した後、残存価額5%まで4年間で償却している。
- 法定耐用年数を超えて利用しているメタルケーブルが多数存在している。

構成員限り

【参考】

LRICにおける経済的耐用年数
架空:26.3年 地下:35.4年

※2012年度接続料算定時

NTT東日本

(単位:百万円)

取得固定資産価額	1,947,157
正味固定資産価額	207,224
残価率	10.6%

NTT西日本

(単位:百万円)

取得固定資産価額	2,117,787
正味固定資産価額	218,693
残価率	10.3%

電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会 報告書(平成19年10月)抜粋

そもそも固定資産は、その使用期間に応じて費用を認識し、適正な使用可能期間に応じて費用を配分することが原則である。したがって、…(略)…減価償却費については、経済的耐用年数により算定することを基本とすることが適当である。…(略)…なお、経済的耐用年数を適用する設備の選定は、会計監査等実務について十分に配慮をしつつ行うことが必要である。

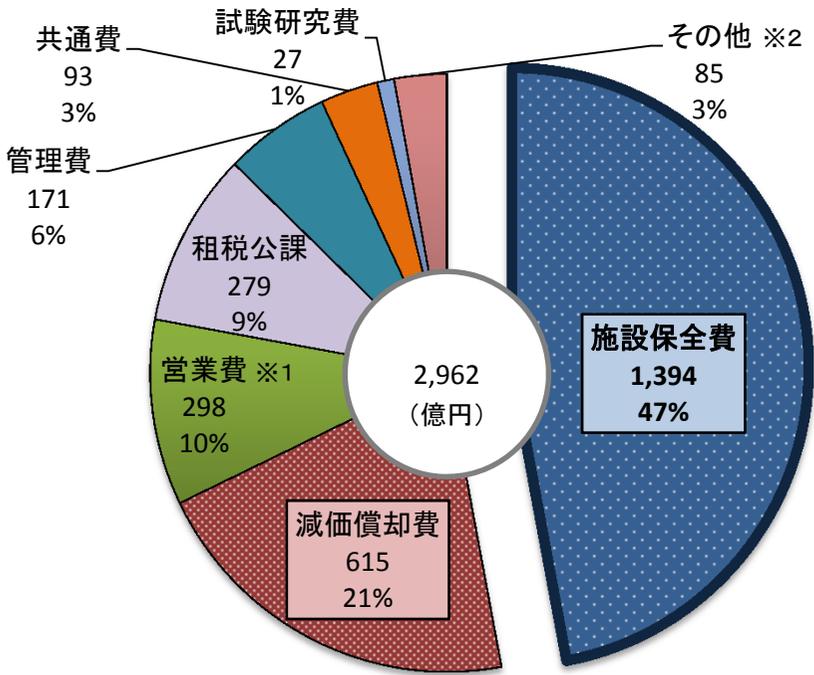
4. 施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線 への配賦方法

メタル回線コストの費目別内訳

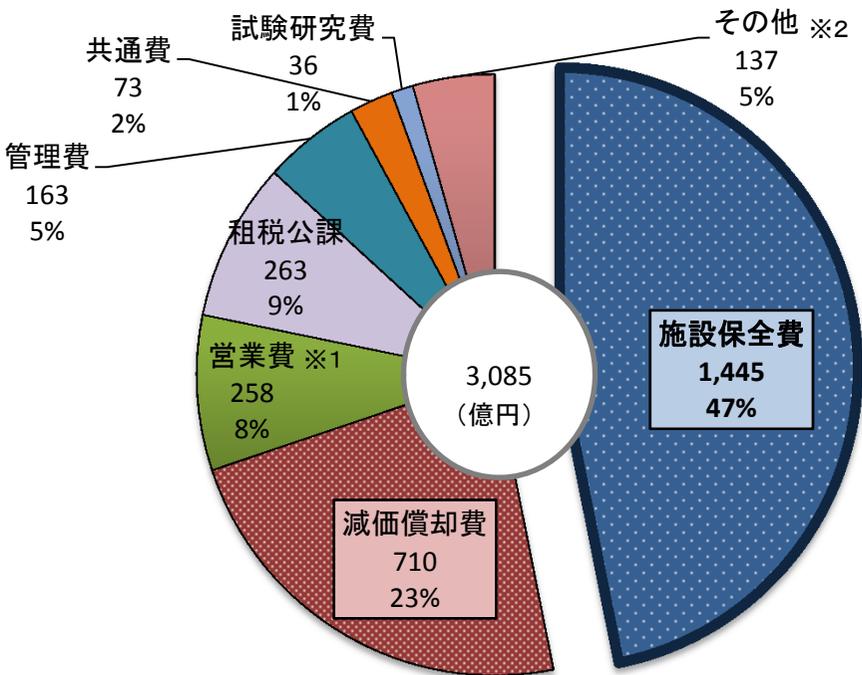
● NTT東西ともに、施設保全費は、メタル回線コスト全体の50%弱を占めている。

メタル回線コストの費目別内訳(平成23年度接続会計)

NTT東日本



NTT西日本



※1 他事業者及びNTT東西利用部門の回線管理運営費の原価に対応。

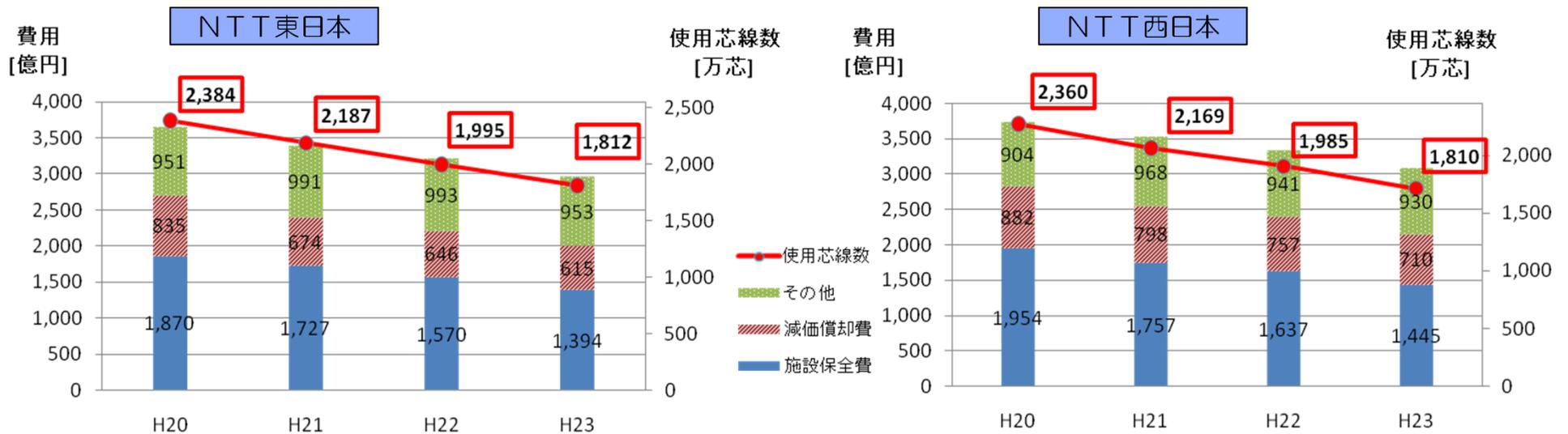
※2 固定資産除却費、通信設備使用料が含まれる。

メタル回線コストの費目別内訳(経年変化)

- NTT東西ともに、メタル回線コストは平均年6.5%程度減少しているが、その減少割合はメタル使用芯線数の平均年8%超の減少に比べて小さい。
- 施設保全費については、業務の効率化により、減少割合は平均年9%程度。

メタル回線コストの費目別内訳の推移

※ 平成20～23年度接続会計に基づいて作成。「その他」には、営業費、租税公課、管理費、共通費、試験研究費、固定資産除却費、通信設備使用料が含まれる。



年度	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
メタル回線コスト (億円)	3,656 (▲5.9)	3,392 (▲7.2)	3,209 (▲5.4)	2,962 (▲7.7)
施設保全費	1,870 (▲7.9)	1,727 (▲7.6)	1,570 (▲9.1)	1,394 (▲11.2)
減価償却費	835 (▲5.1)	674 (▲19.3)	646 (▲4.2)	615 (▲4.8)
その他 (租税公課等)	951 (▲2.5)	991 (4.2)	993 (0.2)	953 (▲4.0)
使用芯線数 (万芯)	2,384 (▲7.3)	2,187 (▲8.3)	1,995 (▲8.8)	1,812 (▲9.2)

年度	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
メタル回線コスト (億円)	3,740 (▲7.3)	3,522 (▲5.8)	3,335 (▲5.3)	3,085 (▲7.5)
施設保全費	1,954 (▲10.1)	1,757 (▲10.1)	1,637 (▲6.8)	1,445 (▲11.7)
減価償却費	882 (▲3.3)	798 (▲9.5)	757 (▲5.1)	710 (▲6.2)
その他 (租税公課等)	904 (▲4.8)	968 (7.1)	941 (▲2.8)	930 (▲1.2)
使用芯線数 (万芯)	2,360 (▲7.4)	2,169 (▲8.1)	1,985 (▲8.5)	1,810 (▲8.8)

カッコ内は前年度比(%)

メタル回線と光ファイバ回線への施設保全費の配賦

- 市内線路設備の施設保全は、メタル回線・光ファイバ回線を一括して行っている。その費用についても一括して把握しており、故障修理件数比やケーブル長比に応じて費用を案分している。コスト配賦に用いる具体的な案分比率は以下のとおり(接続会計報告、配賦フロー等により作成)。
- 結果として、メタル回線に約7～9割のコストが配賦されている。

		配賦に用いたドライバ (主なもの)	配賦比率(メタル:光)					
			NTT東日本			NTT西日本		
			H23	H22	H21	H23	H22	H21
施設保全費	ケーブル	総芯線長比、故障修理件数比	84:16	87:13	90:10	89:11	91:9	94:6
	電柱等	架空ケーブル長比	80:20	82:18	84:16	84:16	85:15	88:12
	地中設備	管路ケーブル長比	71:30	71:29	73:27	69:31	70:30	70:30
減価償却費		ケーブル:直課 電柱等:架空ケーブル長比 地中設備:管路ケーブル長比	48:52	50:50	55:45	53:47	54:46	57:43

(参考)NTT東西におけるメタル・光の契約数
(平成24年3月末、単位:万契約)

メタル	NTT東西加入電話 +直収電話(NCC) +DSL(全事業者)	光ファイバ	メタルと光の 契約数比率 約72:28
4,191		1,655	

電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会
報告書(平成19年10月)抜粋

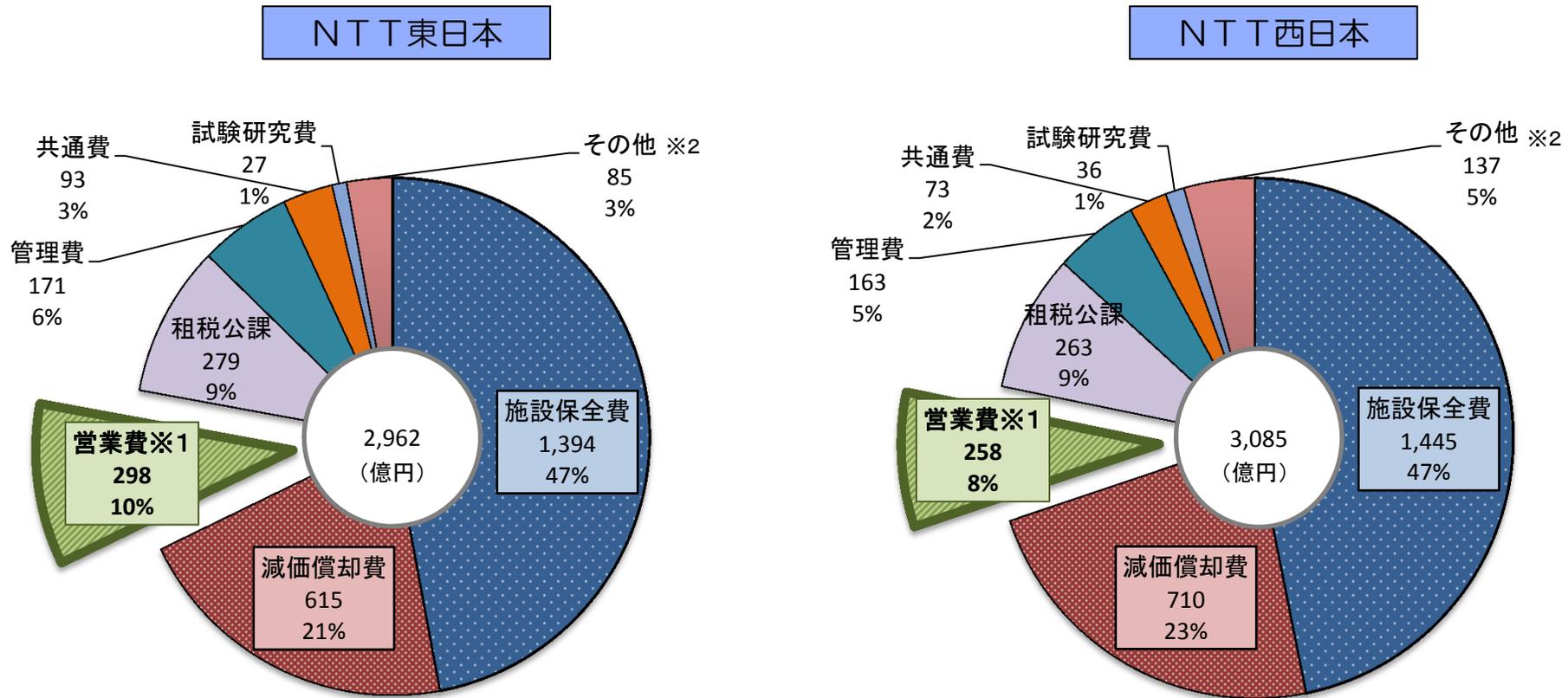
接続料算定の基礎データを提供する機能は、接続会計であれば設備区分をもうけることにより実現されているが、これらの区分に帰属する費用等が適切な配賦基準により帰属したものでないと、接続会計が有する上記機能が損なわれることとなる。このため、IP化の進展等の環境変化に対応して、配賦基準を適時適切に見直すことは重要な課題となる。

5. 回線管理運営費の扱い

メタル回線コストの費目別内訳

● NTT東西ともに、回線管理運営費の原価が含まれる営業費は、メタル回線コスト全体の約10%を占めている。

メタル回線コストの費目別内訳(平成23年度接続会計)



※1 他事業者及びNTT東西利用部門の回線管理運営費の原価に対応。

※2 固定資産除却費、通信設備使用料が含まれる。

回線管理運営費の平準化

- 回線管理運営費とは、接続事業者が利用する回線の管理及び接続料の請求に係る機能を利用するための費用であり、接続事業者が負担することとなっている。(NTT東西も、自社が利用する回線の管理等に係る費用を負担している。)
- 回線管理運営費については、実際費用方式を適用する平成15年度接続料の認可に係る答申を踏まえ、平成16年度接続料以降、ラインシェアリングとそれ以外の回線に分けて(ドライカップ・光ファイバ・PHS基地局回線を合算して)設定されている。

回線管理運営費の平準化の経緯

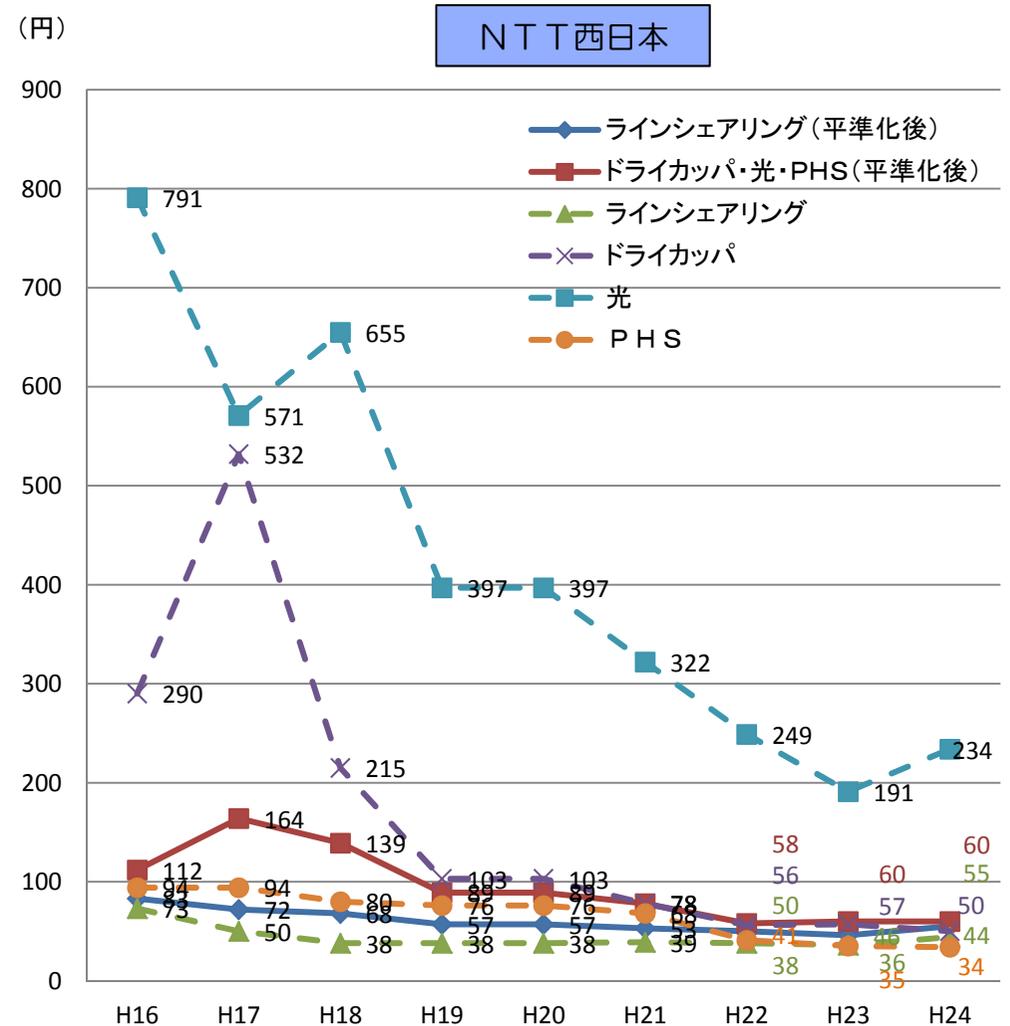
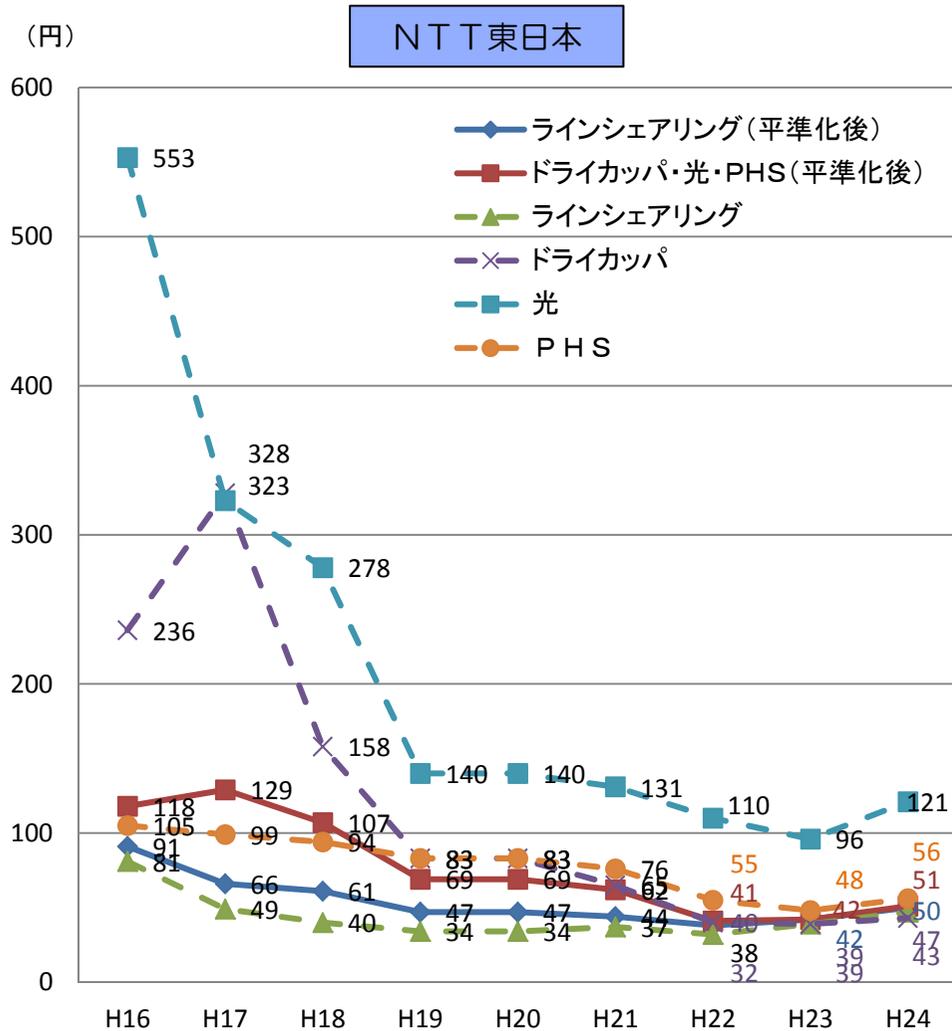
- 実際費用方式を適用する平成15年度接続料の認可に係る答申(平成16年2月17日付け情報通信審議会答申)において「平成16年6月末までに実際に要する費用の把握方法等について総務省に報告を行い、その結果を踏まえて平成16年度のDSL回線管理運営費を適正に算定すること。」とされた。これを踏まえ、NTT東西において、PHS基地局回線、ラインシェアリング、ドライカップ、光ファイバごとに費用把握を実施。
- しかしながら、ドライカップ及び光ファイバについては、その需要数が非常に少ない状況にあったことから、平成16年度接続料において回線管理運営費の原価を機能ごとに細分化して個別に回線管理運営費を設定するのは時期尚早であると判断。
- 以上の経緯から、平成16年度接続料の算定に当たっては、ラインシェアリングとそれ以外の役務において管理事務の内容が異なる点に着目し、①全役務において発生する費用、②ラインシェアリングのみで発生する費用、③ラインシェアリング以外で発生する費用ごとにそれぞれ単金を算出し、それに基づきラインシェアリングとラインシェアリング以外の回線全体でそれぞれ回線管理運営費を設定することとされた。また、平成17年度以降の接続料の算定においても、上述の状況は変化していないと考えられたことから、引き続き同様の方法で回線管理運営費を設定することとされた。

(参考)平成24年度の回線管理運営費(平準化前後)

	NTT東日本				NTT西日本			
	ラインシェアリング	ドライカップ	光ファイバ	PHS基地局回線	ラインシェアリング	ドライカップ	光ファイバ	PHS基地局回線
平成24年接続料(平準化後)	50円	51円			55円	60円		
平成24年接続料(平準化前)	47円	43円	121円	56円	44円	50円	234円	34円
平準化前後の差額	-3円	-8円	+70円	+5円	-11円	-10円	+174円	-26円

回線管理運営費の推移

● 回線管理運営費については、東西とも光ファイバとそれ以外の機能とで平準化した場合と機能ごとに算定した場合で顕著な差があるものの、その差は平成16年度に比べれば減少している。



6. 検討項目案

検討項目案

1. メタルケーブルの未利用芯線コストの扱い

メタルケーブルの芯線使用率は、平成23年度末に32.0%まで低下し、今後も低下し続ける見込みの中、メタルケーブルの未利用芯線コストの扱いを以下の観点から検討すべきではないか。

- ー 芯線使用率低下の実態を踏まえ、撤去、除却や減損等を実施する可能性はないか。
- ー ドライカップの接続料原価に帰属されることが適当でない費用が含まれていないか。

2. メタル回線に係る耐用年数

メタル回線については、メタルケーブルをはじめ法定耐用年数が使用されているものがあるところ、使用実態に照らし適当か。

3. 施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法

市内線路設備の施設保全費については、メタル回線と光ファイバ回線との間で、故障修理件数比や芯線長比等の配賦基準を用いているが、より実態に照らした帰属を適用する可能性はないか。

4. 回線管理運営費の扱い

回線管理運営費については、メタル回線(ドライカップ)と光ファイバ回線の需要が当初少なかったことから、接続機能ごとではなく、メタル回線及び光ファイバ回線で平準化しているところ、現在の状況を踏まえ、接続機能ごとに見直す必要があるか。

5. コストの検証結果を踏まえた影響見通し

1～4の検討結果を仮に反映した場合には、第一種指定電気通信設備接続会計やドライカップ等の接続料に、いつ、どの程度の影響を与える見込みか。また、光ファイバ接続料への影響が大きいと認められる場合には、接続料算定上、一定の配慮をする必要があるのではないか。

6. その他メタル回線コストの予見性向上に資する事項

5の他、メタル回線コストについては、第一種指定電気通信設備接続会計や接続料算定に際して、更なる透明性向上により、接続事業者の予見性確保を図るべき事項はないか。